

単に建設業の経営経験を有すればよいと改正されました。

※【経験期間等の早見表】

経営経験	許可を受けようとする建設業の経営経験			許可を受けようとする建設業以外の建設業の経営経験	
	〔経営業務の管理責任者〕	〔経営業務の管理責任者に準ずる地位〕		〔経営業務の管理責任者〕	〔経営業務の管理責任者に準ずる地位〕
経験期間の地位	法人：役員、支店長、営業所長等 個人：事業主、支配人	執行役員等	役員、支店長、営業所長等に次ぐ地位にある者 事業主、支配人に次ぐ地位にある者	法人：役員、支店長、営業所長等 個人：事業主、支配人	執行役員等
経験期間の内容	経営業務の管理責任者としての経験 ①	執行役員としての経営管理経験 ②	経営業務を補佐した経験 ③	経営業務の管理責任者としての経験 ④	執行役員としての経営管理経験 ⑤
必要経験年数	5年	5年	6年	6年	6年
根拠法令	法第7条第1号イ	法第7条第1号ロ 告示（S47.3.8第351号）第1号イ	法第7条第1号ロ 告示（S47.3.8第351号）第1号ロ	法第7条第1号ロ 告示（S47.3.8第351号）第2号	法第7条第1号ロ 告示（S47.3.8第351号）第1号ロ

旧

新

法改正施行日前に許可を取得されている方は、様式第7号の(1)を選んでください。

法改正施行日前に許可を取得されている方は、様式第7号の(2)を選んでください。

法改正施行日前に許可を取得されている方は、様式第7号の(3)を選んでください。

法改正施行日前に許可を取得されている方は、様式第7号の(1)を選んでください。

法改正施行日前に許可を取得されている方は、様式第7号の(2)を選んでください。